

議案第67号

北名古屋市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正について

北名古屋市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

平成29年12月1日提出

北名古屋市長 長 瀬 保

提案理由

この案を提出するのは、建築基準法の一部改正に伴い、引用部分の条文整備を行うため、本条例の一部を改める必要があるからである。

北名古屋市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の
一部を改正する条例

北名古屋市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成
19年北名古屋市条例第21号）の一部を次のように改正する。

別表第2中「別表第二（り）の項」を「別表第2（ぬ）の項」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。